

## 熊本市とマンション管理組合とのネットワークの形成維持をするための登録要綱

制定 令和4年3月14日 市長決裁

改正 令和5年3月 2日 住宅政策課長決裁

改正 令和8年1月15日 住宅政策課長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、熊本市マンション管理適正化推進計画を推進するにあたり、熊本市とマンション管理組合（以下「管理組合」という。）との間におけるネットワークを形成維持するための登録に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。）及び建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。）による。

### (登録申請)

第3条 登録を申請しようとする管理組合は、次に掲げる事項に同意した上で、熊本市マンション管理組合登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- (1) 熊本市が実施するアンケート等の調査や情報提供、統計データの作成等マンション施策（以下、「マンション施策」という。）に協力するものとする。ただし、情報の提供等が登録管理組合に不利益を及ぼすおそれがある場合、または特別の事情があると認められる場合は、理由を付することで、その全部又は一部を拒否することができる。
- (2) 登録管理組合から提供された情報をマンション施策に利用すること。
- (3) 登録された管理組合（以下「登録管理組合」という。）に対し、連絡及び印刷物の送付等を行うこと。

### (登録)

第4条 市長は、前条の申請があった場合、提供された情報を速やかにマンション管理組合登録簿（以下、「登録簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の登録を行った場合、当該管理組合（以下、「登録管理組合」という。）に登録内容をマンション管理組合登録通知書（様式第2号）により通知するとともに、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) マンション名称
- (2) 所在する行政区名

3 市長は、年に1度、登録管理組合に対して、登録内容を通知するものとする。

(市の責務等)

第5条 市長は、次に掲げる項目について遵守するものとする。

- (1) 熊本市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に努めること。
- (2) 法令等の改正、講習会の開催など、市が必要と判断した情報について、登録管理組合に提供すること。

(変更等申請)

第6条 登録管理組合は、第4条に基づき申告した登録内容に変更等が生じた場合、熊本市マンション管理組合登録変更等申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(登録内容の変更等)

第7条 市長は、前条の申請があった場合、変更が生じた部分について、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

- 2 市長は、前項の変更を行った場合、登録管理組合に変更した登録内容をマンション管理組合登録変更等通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(情報の提供)

第8条 市長がマンション施策を実施するにあたり、必要と判断したときは、登録簿の一部又は全部を提供することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(届出済みの管理組合情報の取り扱い)
- 2 熊本市が、この要綱制定前の令和元年(2019年)10月から実施したお訪ね情報PR事業において、マンションから届出のあった「お住まいの分譲マンションについて」の情報については、原則として熊本市とマンション管理組合とのネットワークの形成維持をするための登録要綱へ移行するものとする。
- 3 移行にあたっては、市長は届出のあったマンションへ1年程度の期間をもって周知を行い、その後、第5条に基づくマンション管理組合登録通知を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

熊本市マンション管理組合登録申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

管理組合名

役職・氏名

熊本市とマンション管理組合とのネットワークの形成維持をするための登録要綱の各条項について承諾のうえ、同要綱第4条の規定に基づき登録申請を行います。

マンション所在地		〒 -
マンション名		
管理組合名		
郵送物送付先	住所	〒 -
	役職名・会社名	
	氏名	
管理会社名※		

※清掃や設備管理など一部であっても管理を委託している場合はご記入願います。

管理組合名

熊本市長 印

マンション管理組合登録通知書

年 月 日付けで提出のあった熊本市とマンション管理組合とのネットワークの形成維持をするための登録要綱第4条に基づく申請については、同要綱第5条の規定により、次のとおり登録したので通知します。

マンション所在地		
マンション名		
管理組合名		
郵送物送付先	住所	
	役職名・会社名	
	氏名	
管理会社名		

熊本市マンション管理組合登録変更等申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

管理組合名

役職・氏名

熊本市とマンション管理組合とのネットワークの形成維持をするための登録要綱の各条項について承諾のうえ、同要綱第8条の規定に基づき登録変更等申請を行います。

※変更が生じた事項に、と変更内容を記入してください。

<input type="checkbox"/> マンション所在地	〒 -
<input type="checkbox"/> マンション名	
<input type="checkbox"/> 管理組合名	
郵送物送付先	<input type="checkbox"/> 住所
	<input type="checkbox"/> 役職名・会社名
	<input type="checkbox"/> 氏名
<input type="checkbox"/> 管理会社名	

第 号  
年 月 日

管理組合名

熊本市長 印

マンション管理組合登録変更等通知書

年 月 日付で提出のあった熊本市とマンション管理組合とのネットワークの形成維持をするための登録要綱第8条に基づく変更等申請については、同要綱第9条の規定により、以下のとおり登録情報を変更したので通知します。

※登録情報を変更したものは☑を記しています。☐は従来情報を継続します。

<input type="checkbox"/> マンション所在地		
<input type="checkbox"/> マンション名		
<input type="checkbox"/> 管理組合名		
郵送物送付先	<input type="checkbox"/> 住所	
	<input type="checkbox"/> 役職名・会社名	
	<input type="checkbox"/> 氏名	
<input type="checkbox"/> 管理会社名		

申請日	申請者	申請方法
-----	-----	------